

申込先

取扱金融機関

銀行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都四国、中国、阿波、山口、広島、南都、関西みらいみなと、徳島大正、トマト、三井住友信託

信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生

信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

商工組合中央金庫

神戸、姫路、尼崎の各支店

農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

【注】・上記金融機関の兵庫県内の店舗に限ります(立地資金は除く)。
・一部の金融機関では、取り扱っていない資金もあります。

融資対象者

- 原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等(NPO法人も対象)
- 次の場合は、兵庫県中小企業融資制度を利用できません。
 - ・保証協会の保証付融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
 - ・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合
 - ・大企業等から単独で50%以上の出資を受けている場合
 - ・暴力団員等反社会的勢力と認められる場合 など

中小企業者

中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
個人企業	製造業・その他 300人以下	—
NPO法人	卸売業・サービス業 100人以下	製造業・その他 3億円以下
会社	小売業 50人以下	卸売業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下

資本金の額等又は従業員の数のいずれか一方が該当すれば対象となります。個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。

なお、次の業種は下表の基準によります。

業種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

- 原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系(9区分)になっています。詳しくは、保証協会へお問い合わせください。
- 信用保証をご利用の皆様へのお願い
申込み手続きは、本人が直接記入のうえ行ってください。

信用保証申込みに関し、あつせんするなどと言って、あつせん料・手数料・謝礼金等を要求する者がいるようですが、お支払いいただくのは融資実行時の保証料のみです。

兵庫県信用保証協会

本所	(078) 393-3900
阪神事務所	(06) 6411-4133
姫路事務所	(079) 289-3611
但馬支所	(0796) 22-5171
淡路支所	(0799) 22-4493
西脇支所	(0795) 22-6775
加古川支所	(079) 424-1105

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

- 中小企業の持つ技術力、成長性等について(公財)ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
- 技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割引される場合があります。

連絡先	(公財)ひょうご産業活性化センター 成長支援課 (078)977-9077
-----	--

相談窓口

- 兵庫県産業労働部地域金融室及び県民局・県民センター商工労政担当課

兵庫県産業労働部地域金融室	(078) 362-3321
神戸県民センター県民・産業振興課	(078) 647-9087
阪神南県民センター県民・産業振興課	(06) 6481-7669
阪神北県民局地域振興課	(0797) 83-3155
東播磨県民局県民課	(079) 421-9610
北播磨県民局県民・商工観光課	(0795) 42-9415
中播磨県民センター産業観光課	(079) 281-9260
西播磨県民局地域づくり課	(0791) 58-2141
但馬県民局地域づくり課	(0796) 26-3686
丹波県民局地域振興課	(0795) 73-3784
淡路県民局県民・商工労政課	(0799) 26-2087
- 神戸市経済観光局経済政策課(神戸市産業振興センター内) (078) 360-3206
- (公財)ひょうご産業活性化センター (078) 977-9079
- 県内の商工会議所、商工会
- 環境関連の融資相談窓口

兵庫県農政環境部環境政策課	(078) 362-9081
兵庫県農政環境部水大気課	(078) 362-3287

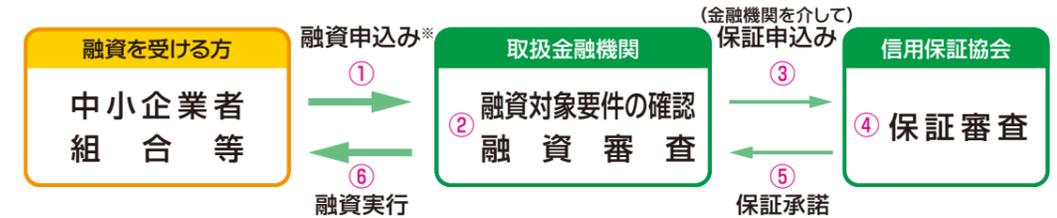
01産P2-103A3



中小企業者(法人及び個人企業)がご利用できます

制度融資のお申込みは
取扱金融機関の県内店舗へ
(取扱金融機関については裏面をご覧ください)

融資を受けるための手続き



※ 必要に応じて、市町(商工主管課)、商工会議所・商工会等より融資要件の認定を受ける必要があります。
※ 一部信用保証協会・商工会議所・商工会・神戸市で申込みできるものもあります。

《令和2年度の主な改正点》

融資メニューの整備

- 防災促進貸付 災害に対する備えを支援するため、BCP策定を要件化し、利率・限度額等要件を拡充
- 観光・おもてなし貸付 ナイトライフの充実やホテル等の整備を促進するため、利率・限度額等要件を拡充

融資メニューの新設

- 事業承継支援貸付 円滑な事業承継を一層推進するため貸付を新設

融資要件の拡充

- 新規開業貸付 融資期間を延長するとともに、起業準備のため在留が認められ、在留資格「経営・管理」の取得が見込まれる外国人を対象に追加
- 経営活性化資金 事業者の返済負担を軽減するため、融資期間を延長
- 新技術・新事業創造貸付 水素利活用への拡大に向け、業務用燃料電池の導入を行う方を対象に追加

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL (078)362-3321
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



facebookページを開設し、各種情報を発信しています。

ひょうご中小企業融資制度ナビ

検索

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申込み可能です。(ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要)
- 原則として、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
- 審査により融資を受けられない場合などがあります。
- 第三者保証人は不要です。新規開業貸付-経営者保証免除貸付では法人の代表者を含む経営者の保証も不要です。(第三者保証人とは、友人・知人・取引先など直接融資申込人 <又は会社など> と関係のない方、又は生計を別にする親族などの保証人をいいます)

資金名	資金用途	融資条件		申込みのできる方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)
		限度額	利率(年)	
新分野進出資金	第二創業貸付	設備 1億円	1.10%	10年(2年)
	事業応援貸付			
	経営革新貸付			
	事業承継支援貸付			
	海外市場開拓支援貸付			
	新技術・新事業創造貸付			
設備投資資金	設備投資促進貸付	設備及びこれに伴う 3億円	0.45%	設備 15年(2年) 運転 10年(2年)
	就労環境・福利厚生充実貸付			
	防災促進貸付			
観光・商業資金	商店街活性化貸付	設備及びこれに伴う 3億円	0.70%	10年(2年)
	空き店舗等再生貸付			
	観光・おもてなし貸付			
	受動喫煙対策整備貸付			
	旅館等雇用対策貸付			
	ユニバーサル推進貸付			
開業資金	新規開業貸付	設備 3,500万円 (うち、経営者保証免除貸付 500万円)	0.45%	10年(1年)
	再挑戦貸付			
立地資金	拠点地区進出貸付	設備 100億円 ※融資対象事業費の80%	0.75%	15年(2年)
	産業団地進出貸付			

<その他の資金>

保地 全球 環境 資金 境	環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	設備	1億円	0.70%	10年(2年)
	最新規制適合車等購入資金		2億8,000万円		

● 県内に工場又は事業場を有し、環境保全・グリーンエネルギー導入などのための設備の設置や工場の緑化を行う方【申込先は県環境政策課又は県民局】

● 県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車や低公害車の購入を行う方

● 現有自動車の解体廃車が必要（低公害車の購入の場合は不要）

点線内の貸付を信用保証を付けてご利用の場合、保証料軽減措置(基準利率から2割軽減)を受けることができます。
信用保証協会審査後、右表9区分のいずれかの保証料率が適用されます。(一部の資金を除く)

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ・ 利率は年度途中で変更する場合があります。
- ・ 担保及び保証人（第三者保証人を除く）は、兵庫県信用保証協会又は取扱金融機関の定めるところによります。

(令和2年6月22日現在)

資金名	資金用途	融資条件			申込みのできる方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)
		限度額	利率(年)	融資(据置)期間	
経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	0.80%	10年(2年)
	災害対応貸付	災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う			
	連鎖倒産防止貸付	運転	5,000万円	0.80%	7年(1年)
	金融変化対策貸付			1.50%	
	企業再生貸付	設備 運転	2億円	1.40%	15年(3年) 15年(1年)
経営力強化貸付	1.00%			設備 7年(1年) 運転 5年(1年) 借換 10年(1年)	
資本金換	借換等貸付	県・神戸市融資制度等返済資金	1億円	1.50%	10年(1年)

長期資金	運転	企業 5,000万円 組合 1億円	1.50%	10年(2年)	・ 長期の一般的な運転資金を必要としている方	
		3,000万円		1年又は6か月		・ 短期の一般的な運転資金を必要としている方
小規模資金	設備 運転	小規模無担保貸付	2,500万円	1.40%	7年(6か月)	(商業サービス従業員が20人以下の方を除く) ・ この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,500万円以下の方 ・ 神戸市に主たる事業所がある方 ・ この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・ 上記の要件に加え、神戸市に主たる事業所がある方 ・ この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・ 上記の要件に加え、神戸市に主たる事業所がある方 ・ 神戸市に主たる事業所がある方 ・ 営業を開始して5年未満の方 ・ 40歳未満の方(会社の場合は代表者)
		こうべ小規模(注1)	400万円	1.40%	7年(1年) (設備のみは1年6か月)	
		無担保・無保証人貸付	2,000万円	1.20%	7年(6か月)	
		こうべ無担保(注1)	400万円	1.20%	7年(1年) (設備のみは1年6か月)	
		特別小規模貸付	2,000万円	1.20%	7年(6か月)	
		こうべおうえん(注1)	400万円	1.20%	7年(1年) (設備のみは1年6か月)	
こうべ若者支援貸付(注2)	400万円	1.20%	7年(1年) (設備のみは1年6か月)			
経営活性化資金	設備 運転	5,000万円 運転資金のみは3,000万円	金融機関 所定	7年(1年) 運転資金のみは5年(6か月)	・ 取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達を図ろうとする方 ・ 神戸市に主たる事業所がある方 ① 事業の拡張や転換を図る方 ② 事業拡大を伴う設備投資により新規雇用した方 ③ 非正規から正規雇用へ転換した方	
こうべ挑戦企業支援貸付	設備 運転	1億円	0.85% 0.80% 0.80%	10年(2年) 10年(2年) 7年(2年)	・ 神戸市に主たる事業所がある方 ・ 夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	
こうべ季節貸付	運転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途定める (前回実施時 1.15%)	6か月	・ 神戸市に主たる事業所がある方 ・ 夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	

新型コロナウイルス感染症に対する緊急の制度融資メニュー

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業者に対し、県制度融資の要件緩和を行い、資金繰りを支援します。

新型コロナウイルス感染症対応資金	設備 借換	4,000万円	当初3年間は0% 【4年目以降】0.70%	10年(5年)	・ セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の減免あり)
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	設備 運転	5,000万円	0.70%	10年(2年)	・ セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主の方(保証料の全額免除)
新型コロナウイルス対策貸付	設備 運転	2億8,000万円			・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%(一般保証、セーフティネット保証5号を利用する場合、同4号を利用する場合は20%)以上減少している方
新型コロナウイルス危機対応貸付					・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している方(危機関連保証の認定が要件)
借換等貸付(新型コロナウイルス対策)	県・神戸市制度融資等返済資金	5,000万円	金融機関 所定	10年(1年)	・ 県制度融資等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方(売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)
経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)	運転				・ 速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要、売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)

☆ 緊急対応策のため取扱いの終期は未定であり、年度途中で終了する場合があります。